

農 振 第 9 2 号
森 農 第 3 2 号
令和7年 6月 9日

米沢市農業委員会会長
小 関 善 隆 様

米沢市長 近 藤 洋 介

令和7年3月19日付けで提出のあった令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について、下記のとおり回答いたします。

記

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 老朽化した施設への支援について

農道や水路の損傷が進行しており、維持管理組合だけでは対応が困難になっている。使いやすい農地を整備し、耕作地の集約化を進めるため、行政による基盤整備の支援を充実させること。

回答：農業の生産性を効果的に発揮させるためには、農道や水路等の農業用施設の長寿命化や適切な維持管理を計画的に実施することが、農業の持続的な発展に欠かせません。このため、国、県、市で交付金を負担する多面的機能支払事業において、市内35地区で多面的機能を維持・発揮のための共同活動に取り組んでいるところです。

また、農地の集約化を進めるためには、農道や水路が機能している環境を整える必要がありますので、基盤整備の促進について関係機関と連携しながら、可能な支援を考えてまいります。

(2) 基盤整備の迅速化について

現在の基盤整備は、申請から完了まで20年以上かかるという現状であり、農業者にとって非常に厳しいものである。この長い期間に農業従事者が減少する恐れもある。土地改良のプロセスについて迅速化や効率化を図り、農業者が安心して農業を続けることができる環境を整えること。

回答：基盤整備事業については、組織の立ち上げから事業開始までの期間は、地区の面積や事情等により異なりますが、工事期間は概ね８年とされています。

また、地域の取りまとめに関しては御尽力いただいておりますが、必要に応じ関係機関と連携し、助言等を行うことで、事業の円滑な推進に寄与してまいります。

さらに、基盤整備事業の主体となる県への事業推進要望の働きかけも行いながら、農業者が安心して営農を維持できる基盤整備事業を推進してまいります。

(３) 農地中間管理機構関連土地改良事業の継続について

農地中間管理機構関連土地改良事業は、担い手への農地の集積・集約化とともに、併せて基盤整備が図られ、農業者の費用負担も生じない極めて優良な事業であるため、今後の事業継続を国、県へ働きかけること。

回答：農地中間管理機構関連土地改良事業は、通常の圃場整備事業（基盤整備事業）に比べて、受益面積が半分で実施可能であり、工事費の受益者負担がない優良な事業であると認識しております。

引き続き、事業継続の必要性を国や県に働きかけていきます。

なお、担い手への農地の集積・集約化を進めるには、貴委員会との連携が不可欠ですので、適宜、連携を図りながら業務を推進してまいります。

(４) スマート農業に対する支援の拡充について

高齢化や後継者不足により農業者が減少していく中、生産性向上のために徹底した機械化・自動化といったスマート農業技術の導入による農作業の省力化、効率化は不可欠である。労働力不足の解消や作業効率の向上が期待されるが、導入には高額な初期投資や研修が必要であるため、スマート農業技術に対する支援を拡充させること。

回答：近年、農業分野においてもデジタル技術や IoT の導入が進んでおり、これにより効率的な農業経営が可能となっています。しかしながら、スマート農業の導入には高額な初期投資が必要であり、多くの農家はその導入に苦慮している現状があります。

このような背景を踏まえ、本市独自の市単独補助事業「米沢市未来を拓く農業支援事業」や国・県の補助事業によりスマート農業の支援を行っております。スマート農業の普及を促進するため、農業者の皆様へ事業の周知を図るとともに、継続した支援に努めてまいります。

(５) 水田活用の直接支払交付金の見直し等について

国は、水田政策を根本的に見直すと表明した。水田を対象とする現在の仕組みから、作物ごとの生産性向上を支援する仕組みに転換される見込みである。国では、水田活用の見直しや既存施設の再編で生じる財源で賄うとしているが、現在の交付水準以上の万

全な支援確保と、既に水田を畑地化した場合も不公平にならないよう国に働きかけること。

回答：交付金対象が水田から作物ごとの生産性向上に対する支援制度に大きく転換され、取組内容が大きく変わることが予想されます。これまで取り組んできた農業の方が、新しい制度になることで不利益が生じないよう国に対し働きかけを行ってまいります。

2 遊休農地解消のための予算確保等について（遊休農地の発生防止・解消）

優良農地は借り手や買い手が見つかりやすい一方で、耕作条件が悪い場所はなかなか解決できない現状である。特に、交付金対象外の農地では、何を作ってよいのかわからないという声が多く聞かれる。県事業「やまがた農地リフレッシュ&アクション事業」は、遊休農地及び荒廃農地を解消する有効な事業であるため、地域からの要望に沿うことができるよう予算の確保に努めること。

また、実用性の高い本市独自の遊休農地対策の創設を図ること。

回答：遊休農地が増加することは、農業生産力の低下や地域の景観の悪化、さらには環境問題にも影響を及ぼすため、早急な対策が求められています。山形県が行っている「やまがた農地リフレッシュ&アクション事業」は、本市も協調して行う荒廃農地の再生や活用にも有効な支援事業であります。本市においては、令和4年度と令和5年度に事業を実施しており、令和7年度も実施を予定しているところです。

今後も遊休農地や荒廃農地を解消するため、貴委員会と連携し、当該事業の活用を農業者へ周知するとともに、地域の要望の応じた予算の確保に努めてまいります。

3 担い手確保のための支援制度の充実について（新規参入の促進）

（1）新たな担い手の育成と確保

これからの農業を支えるうえで、農業後継者の確保と円滑な経営継承は喫緊の課題となっている。農業に対する関心を高め、新規参入を促進し新たな担い手を増やすことが重要であるため、農産物価格の引き上げに繋がる取組みや安定した収入を得る仕組みを構築すること。

また、就農に向けた研修等受入体制の整備と支援金や報奨金の拡大を図ること。

回答：新規就農希望者の農業に従事する際の不安要素を軽減するため、本市と県、やまがた農業支援センターが情報共有を図る方策である「農事相談カルテの作成」や「相談窓口の設置」を行い、不安解消に向けた取組みを行っているところです。

今後も新規就農者がスムーズに専門家によるアドバイスが受けられる環境を整えとともに、農産物の高付加価値化や研修受入体制についても検討してまいります。

(2) 農業分野の関係人口の増加

本業以外にも自由に働ける環境の整備を図り、会社員やシニア層が週末や休日に農業に取り組む機会を得ることによって、農業分野の関係人口の増加と新たな人材の発掘として期待されることから、隙間時間等を利用した農業活動の促進を図ること。

回答：農業分野における関係人口の増加は、地域の活性化や持続可能な農業の実現に向けて重要なテーマであり、関係人口の増加に資する取り組みの一つとして、本市では、市民農園の運営に取り組んでいます。農地を持たない会社員やシニア層に隙間時間を活用していただき、野菜などの栽培や収穫を楽しみながら、農業や食への関心を深めていただくとともに、利用者間の交流を通じて、コミュニティの形成を図っております。

また、1日農業バイト「デイワーク」等の利用促進を図ることで新たな人材の発掘につなげてまいります。

(3) 若手農業者の育成

近年、若手農業者の農業離れが進んでいる。若手農業者の育成と定着を図るため、若手農業者が何を望んでいるかを的確に把握し、研修制度や資金援助、就農支援プログラムを充実させること。

また、新規就農者育成総合対策では、資金面の支援が不十分である。親元就農しやすい環境を整え円滑な経営継承を実現するため、制度の要件緩和を求めること。

回答：農業の担い手不足が深刻化している中、若手農業者を育成し、定着させるための取り組みが急務となっています。新規就農者への支援として、次世代を担う若手農業者となることを志向する者に対し、新規就農者に対する費用面での支援としては、年間150万円を上限として3年間交付される新規就農者育成総合対策（経営開始資金）を活用いただいております。

また、市単独補助事業である「未来を拓く農業支援事業」において、農業後継者や認定新規就農者が取り組みやすい事業支援を行っており、「親元就農支援交付金事業」では、新たに親元に就農した方を対象に、営農意欲を持って営農に取り組んでいただくことを主な目的として、激励金20万円を1回交付する支援を行っております。

国の新規就農者育成総合対策においては、前身の事業である農業次世代人材投資事業と比較すると要件が緩和されたところもありますが、若手農業者が安心して就農できる環境を整えられるよう国に働きかけてまいります。

4 農業を取り巻く情勢における支援について

(1) 地域計画の実現に向けた取組みの強化について

策定された10年後の地域農業の将来図である地域計画の実現に向けて、関係機関と一体になって推進体制を整備すること。

また、地域の実情に応じて農業者との情報共有を図り、地域における話し合いの実施や実現に応じて農業者との情報共有を図り、地域における話し合いの実施や実現に向けた取組みを強化すること。

回答：地域計画の実現に向けた取組みの強化は、農業の持続可能な発展にとって非常に重要な課題であり、農業経営基盤の強化や農地の集積・集約化を進めることが求められています。農地の集積・集約化を進めるため、関係機関と連携し、農地の利用効率を高めるとともに、地域内外からの農業者を受け入れることで、地域全体の生産性向上に繋げていきたいと考えております。

また、地域計画の進捗状況を定期的に把握し、見直しを行うための話し合いが必要となりますので、貴委員会と連携し取組んでまいります。

(2) 災害等への支援について

コロナ禍、ウクライナ情勢等の影響から、燃油、飼料、肥料といった生産資材価格の高騰が益々拡大、長期化し、農業経営を圧迫していることから、今後とも経営安定に資する各種支援策を継続して行うこと。

また、頻発する自然災害に対しても安心して、農業経営の継続できるよう収入保険等の加入促進を図ることとともに、加入の負担軽減策を検討すること。

加えて、本年2月の積雪による被害状況を早期に把握し、適切に対応すること。

回答：社会や世界情勢等の影響で、生産資材価格が高騰しており、農業経営圧迫の長期化が懸念されます。また、近年、温暖化等により異常気象が発生し農作物への被害が確認されており、安定した農業経営のためには各種セーフティネットへの加入が重要と考えますので、加入促進の周知を図るとともに加入しやすい環境づくりについて検討してまいります。

また、令和7年の大雪被害については、県と協調して被害状況に応じた復旧についての支援を進めてまいります。

(3) 再生産可能な農業経営について

農業で生計を立てられなければ離農者が増加し、結果として本市農業の衰退を招く。

米沢市農業振興計画の実践によって、生産コストを考慮した価格設定や市場原理に基づく価格引き上げを行い、農業者が儲かる農業の実現を図ること。

回答：本市の農業が継続して発展していくためには、農業者個々の経営基盤を強化していくことが特に重要であり、「付加価値の向上」や「生産性の向上」に資する取

組みを推進することにより、安定的な農業経営が図られると考えます。「食料・農業・農村基本法」の改正により、食料の安定供給の確保や農業の持続的な発展と国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることとしており、食料の価格形成において、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、国が示す施策と足並みを揃えて持続可能な農業を推進し、儲かる農業の実現に努めてまいります。

(4) 有害鳥獣について

サル、イノシシ、シカなどによる有害鳥獣被害は、農業収入の減少とともに営農意欲が失われ、農地の遊休化につながることを懸念される。農業経営を存続させるため、サルの群れの移動を把握し、被害防止活動を行うことなど、地域の被害状況やそれぞれの有害鳥獣に応じた対策を講じること。

回答：ニホンザルについては、これまでアナログ発信機を使用して行ってきた生息調査について、GPSを活用し、より精度の高い生息状況の調査を行ってまいります。また、ニホンザルの捕獲報奨金を新設し、捕獲活動を強化することで適正な群れ規模の維持を図ってまいります。

イノシシについては、捕獲報奨金を増額し、捕獲活動にかかる経費支援を強化してまいります。また、従来の追払い方法の効果が薄れていることを踏まえ、効果的な追払い方法を学ぶ研修会を開催し、追払い体制を強化・再構築し、地域が主体となる体制を整備してまいります。さらに、地域協議会単位での被害対策計画の策定を支援し、広域電気柵の再編成や効果的な環境整備を推進してまいります。

以上